

一人ひとりの人权が実現される地域社会へ

高島市人権施策推進懇話会（第一期）から提言を受けた『人権の基本的な考え方・取り組むべき人権課題・人権施策推進方策について』の具現化の第一歩として、「高島市人権の実現を目指す条例」を制定し、4月1日から施行しました。

制定に際しては、高島市人権施策推進懇話会（第二期）を設置し、市民の方々の参画をいただき、人権課題を明らかにし、人権実現への高く確かな思いが盛り込まれています。

条例では、世界人権宣言の基本理念をふまえ、人権とは何か。そして、私たちは、一人ひとりがその違いを認め合い、それぞれに「自分らしさ」、「その人らしさ」を發揮できる地域社会づくりに向けて、市、市民および事業者それぞれの責務、およびその推進のためのしくみを定めています。

それぞれの責務

○市は…

行政のあらゆる分野において、人権意識の高揚および人権の実現に向けた施策を積極的に推進します。

○市民や事業者の皆さんは…

人権の実現に向けては、「他者を差別しなければそれで良い」という消極的な態度ではなく、自らどのように行動すべきかという積極的な姿勢が不可欠です。自らが人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域等で、人権の実現を目指す地域社会づくりに努めましょう。



推進のためのしくみ

『人権施策基本方針』

人権施策の総合的、効果的、継続的な推進に向けて、人権施策基本方針を策定し、それに則り、市行政のあらゆる分野において、具体的な施策を推進します。また、その人権施策基本方針に基づく施策の実施状況について、毎年、人権施策推進審議会へ報告することとしています。

『推進体制の充実』

人権施策の効果的な推進を図るために、国や県等の関係機関、民間の組織との連携および市民社会との協働を図ります。

『教育・啓発の充実』

人権尊重意識の醸成において、基本となる人権教育・啓発活動の充実を図ります。

『人権施策推進審議会の設置』

行政のあらゆる分野における人権施策の実施状況について、人権施策推進審議会へ報告することで、市民の人の権の状況を明らかにし、その責務の所在を明確にするように努めます。

高島市人権の実現を目指す条例制定に寄せて

高島市人権施策推進懇話会 座長 安藤 仁介

人権は、我々皆の、
それもごく日常的な
そこにある問題なのです

私は、世界人権宣言を条約（国を拘束する約束事）に換えた国際人権規約について、その実施状況を審査

する委員会（国連の自由権規約委員会）の委員を20年間務めました。これは、世界人権宣言を条約にした中身をどのように実施しているかとい

う報告書が、各国から提出される。それを18人の専門家が批判的に検討して、問題があれば指摘し、改善策を勧告するという役割の委員であり、委員会です。（自由権規約とは、生命に対する権利、拷問の禁止、身体の自由、法の下の平等、公正な裁判を受ける権利をはじめ、多岐にわたる権利を規定。）

そこで経験から申しますと、日本の場合、ともすれば人権などと、同和地区や在日外国人に対する不当な差別をどのように解消するかの問題と考えられてきた傾向が強いよう

です。逆に言えば差別さえしなければ、それで自分は人権を守っていると思われがちでした。

しかし、『人権』はそういう方々の問題はもちろんありますが、同時に我々皆の、それもごく日常的なそこにある問題なのです。

例えば、先頃から大きな問題になつてゐる私たちの命を支える食べ物の安全性は、生きる権利につながる人権の問題です。

また、私たちは毎日、新聞・ラジオ・テレビなどからいろいろな情報を得て、それをもとに毎日の生活で必要な判断を下していますが、もし、国家の情報規制やマスコミに対する干渉があると、偏った情報しか入つてこなくなり、私たち自身の考え方、行動に偏りが生じます。これは知る権利・表現の自由というまさに人権の問題です。現に、日本の近くの国



高島市人権施策推進懇話会

座長 安藤 仁介 氏

京都大学名誉教授、国連自由権規約委員会前委員・委員長、(財)世界人権問題研究センター所長